

東京少年サッカー連盟 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は東京少年サッカー連盟と称し、通称では東京リーグと称する。

(機構)

第2条 本連盟は、東京都内23区で活動する少年・少女によって組織されるサッカークラブによって構成される。

(事務所)

第3条 本連盟の事務所は会長が指定した所に置く。

第2章 目的

(目的)

第4条 本連盟の活動は加盟チームの協働のもと、少年・少女サッカーの水準向上と普及に努めるとともに、国内外において国際交流を行い青少年育成を目的とする。

第3章 事業

(事業)

第5条 本連盟は、第4条の目的を達成するために以下の事業を行なう。

本連盟リーグ戦(前期・後期)

本連盟各種大会

少年審判講習会

国際交流、海外遠征

本連盟関係者の研修及び地域社会貢献活動

その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織

(組織)

第6条 本連盟は(公財)日本サッカー協会規約に基づく第4種(加盟は問わず)のチームであり東京都23区内で活動するチームで組織する。

2 本連盟に加盟するチームは、第4条の目的を達成する為に、必要な条件を備えなければならない。

3 本連盟に加盟するチームは、第4条の目的に対して誠意をもって活動しなければならない

(加盟)

第7条 本連盟に新たに加盟しようとするチームは、本連盟の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 本連盟を退会するときは、その旨を本連盟に届け出るものとする。

(リーグ編成)

第9条 本連盟のリーグ編成は、原則A・B・C・D・E・Fの6のリーグとする。

2 本連盟に新たに加盟するチームは、Fリーグに所属するものとする。

第5章 代表者会議

(代表者会議)

第10条 代表者会議は各チーム代表者により構成され、本連盟の活動を顧問し、次の事項について審議する最終議決機関とする。

代表者会議の議決を要する役員の選任

予算及び決算

事業計画

本連盟規約、規約細則、および関連規則の改廃

その他議決を要する重要な事項

(代表者会議議長)

第11条 代表者会議議長は、会長が指名する。

2 会長は代表者会議を招集し議長を指名する。

(代表者)

第12条 代表者は本連盟加盟チームの代表者とし、各チームより1名を選出する。

(代表者会議の開催)

第13条 定期代表者会議は年2回2月・8月に開催されることとし、会長が召集する。

2 会長が必要と認めるとき、又は代表者の3分の1以上が、理由を示して会議の開催を求めた時、会長は速やかに代表者会議を招集しなければならない。

(代表者会議の定足数)

第14条 代表者会議は、代表者総数の半数以上が出席しなければ開催する事ができない。

2 代表者会議に出席できない代表者は、自チームの責任者に代理出席させる事ができる。

(代表者会議の議決)

第15条 代表者会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、同数の場合は議長の決するところによる。

(役員の出席)

第16条 役員は、代表者会議に出席して意見を述べる事ができる。

第6章 役員

(役員)

第17条 本連盟に次の役員を置く。

会長
副会長
理事長
理事
監事

(会長)

第18条 会長は理事会において理事の中から互選する。

(副会長)

第19条 副会長は、理事会の同意を得て、会長が任命する。

2 副会長は会長の職務を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき、会長代理として業務を執行する。

(理事長)

第20条 理事長は理事会において理事の中から互選する。

2 理事長は、理事会の議長になるとともに、理事会の議決に従い業務を執行する。

(理事)

第21条 理事は、加盟チーム代表者で構成する。

2 理事は理事会を構成し、定められた職務を執行する。

(理事の選任)

第22条 理事は、理事会で推薦および選出し、代表者会議において承認する。

(役員の数)

第23条 理事の定数は10人以上20人以下とする。

2 監事の定数は、2人以内とする。

(監事)

第24条 監事は代表者会議において選任する。

2 監事は、本連盟の業務、会計、および資産の監査を行なう。

(役員任期)

第25条 第17条に定める定める役員任期は、2年間とし、4月1日から翌々年3月31日迄とする
但し、重任を妨げない。

2 会長、理事長の重任は、3回までとする。

(役員交替)

第26条 前条で定める役員任期中に欠員が生じたときは、代表者会議により新たな役員を選任する。

2 前項により選任された役員は、前任者の残存期間とする。

第7章 会議

(理事会)

第27条 理事会は本連盟の意思決定および業務執行機関とし、以下の事項を議決する。
理事会の議決を要する役員の推薦および選出
事業報告および決算
事業計画および予算
賞罰の裁定
関係する連盟ならびに地域との連絡、協働
その他議決を要する事項

(理事会の招集)

第28条 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。ただし、理事総数の3分の1以上が、理由を示して会議の開催を求めたとき、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事の定足数)

第29条 理事会は、理事総数の半数以上が出席しなければ開催することができない。
2 理事会に出席できない理由は委任状を提出して、表決を他の理事に委任することができる。
3 前項の委任状を提出した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議決)

第30条 理事会の議決は、出席者の過半数を以て決し、同数の場合は議長の決するところによる。

(委員会)

第31条 本連盟に、業務執行のため、必要に応じて委員会を置くことができる。

(総務委員会)

第32条 総務委員会は連盟の全業務に関わる、企画、立案にあたりとともに、緊急を要する事案について対応する。
2 総務委員会は会長、理事長、関連する担当理事により構成される。前項の緊急の対応については、事後に理事会の承認を得なければならない。

(その他の会議)

第33条 理事会は規律委員会および必要に応じてその他の会議を置くことができる。

第8章 会計

(会費)

第34条 本連盟加盟チームは、別に定める会費を納付しなければならない。

(経費)

第35条 本連盟の経費は、以下に掲げるもので支弁する。
本連盟加盟費
公共団体により公布された補助金
広告収入
寄付金品
その他の収入

(会計年度)

第36条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 雑則

(関連規則の制定)

第37条 本規約の施行において必要な関連規則は、代表者会議の議決により別に定める。

(規則違反への処分)

第38条 加盟チームが、本規約ならびに別に定める規約細則に著しく違反し、また本連盟の名誉を著しく傷つける行為を為し、加盟チームとして不適切と認められるとき、代表者会議の議決を経て除名される。
2 加盟チームが本規約第6条第2項および第3項に違反した時、別に定める規約細則に

基づき、理事会の議決により処分される。

第10条 改廃

(改廃)

第39条 本規約ならびに関連規則は、代表者会議の議決によらない限り改廃する事とはできない。

附 則 本規約は平成25年8月31日より施行する。

2 この規約改正にあたって、移行措置のため一定の猶予期間をおくこととする。